

議案第42号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和4年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の6.8」に改める。

第5条中「23,400円」を「23,800円」に改める。

第5条の2第1号中「19,900円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「9,950円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「14,925円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の2.8」を「100分の2.7」に改める。

第7条の2中「9,400円」を「9,600円」に改める。

第7条の3第1号中「8,000円」を「8,100円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,050円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,075円」に改める。

第8条中「100分の2.5」を「100分の2.3」に改める。

第9条の2中「11,000円」を「10,900円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「6,900円」に改める。

第23条第1項第1号中「16,380円」を「16,660円」に、「13,930円」を「14,000円」に、「6,965円」を「7,000円」に、「10,448円」を「10,500円」に、「6,580円」を「6,720円」に、「5,600円」を「5,670円」に、「2,800円」を「2,835円」に、「4,200円」を「4,253円」に、「7,700円」を「7,630円」に、「4,900円」を「4,830円」に改め、同項第2号中「11,700円」を「11,900円」に、「9,950円」を「10,000円」に、「4,975円」を「5,000円」に、「7,463円」を「7,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「4,000円」を「4,050円」に、「2,000円」を「2,025円」に、「3,000円」を「3,038円」に、「5,500円」を「5,450円」に、「3,500円」を「3,450円」に改め、同項第3号中「4,680円」を「4,760円」に、「3,980円」を「4,000円」に、「1,990円」を「2,000円」に、「2,985円」を「3,000円」に、「1,880円」を「1,920円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「800円」を「810円」に、「1,200円」を「1,215円」に、「2,200円」を「2,180円」に、「1,400円」を「1,380円」に改め、同条第2項第1号中「3,510円」を「3,570円」に、「5,850円」を「5,950円」に、「9,360円」を「9,520円」に、「11,700円」を「11,900円」に改め、同項第2号中「1,410円」を「1,440円」に、「2,350円」を「2,400円」に、「3,760円」を「3,840円」に、「4,700円」を「4,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号資料

朝来市国民健康保険税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。 2（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。 2（略） (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号

において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,900円</u> (2) 特定世帯 <u>9,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,925円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,000円</u> (2) 特定世帯 <u>10,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
--	---

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,000円</u> (2) 特定世帯 <u>4,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,000円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>16,380円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,930円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,100円</u> (2) 特定世帯 <u>4,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,075円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,900円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>16,660円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u>
---	---

(イ) 特定世帯 <u>6,965円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,448円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者（第1条 第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について<u>6,580円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世 帯以外の世帯 <u>5,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者（第1条第2項に規定 する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る 世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人について <u>11,700円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額	(イ) 特定世帯 <u>7,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者（第1条 第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について<u>6,720円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世 帯以外の世帯 <u>5,670円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,835円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,253円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者（第1条第2項に規定 する世帯主を除く。）1人について <u>7,630円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る 世帯別平等割額 1世帯について <u>4,830円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人について <u>11,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額
--	--

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,950円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,975円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,463円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,700円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,500円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,500円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,680円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,800円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,025円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,038円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,450円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,450円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,760円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
---	--

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,980円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,990円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,985円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1,880円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,200円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,400円</u> 2 (略) (1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,510円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,850円</u>	に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1,920円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>810円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,215円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,180円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,380円</u> 2 (略) (1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,570円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,950円</u>
---	---

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,360円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,700円</u> (2) (略) ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,410円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,350円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,760円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,700円</u>	ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,520円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,900円</u> (2) (略) ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,440円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,400円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,800円</u>
---	---